遺児及び心身障害児扶養手当について



志賀町に住所のあるお子さん（18 歳まで）で、身体又は精神に障害をきたしており健康福祉課において、『身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳』３種類いずれかの所持又は『特別児童扶養手当』が該当となりましたら、申請対象者となります。

【支払月】　６月・９月・１２月・３月　の年４回

※　手帳等の区分が変更になった場合は、届出をお願いします。

問い合わせ先：志賀町役場　子育て支援課　　☎３２－９１２２

名称	区分	支給月額（1 人）	手続に必要なもの
身体障害者手帳	１・２級	5,000 円 ※ひとり親のお子さんは 6,500 円	・保護者名義の通帳写し ・手帳の写し
	３・４級	4,000 円 ※ひとり親のお子さんは 5,500 円	
療育手帳	A	5,000 円 ※ひとり親のお子さんは 6,500 円	・保護者名義の通帳写し ・手帳の写し
	B	4,000 円 ※ひとり親のお子さんは 5,500 円	
精神保健福祉手帳	１級	5,000 円 ※ひとり親のお子さんは 6,500 円	・保護者名義の通帳写し ・手帳の写し
	２・３級	4,000 円 ※ひとり親のお子さんは 5,500 円	
特別児童扶養手当	１級	5,000 円 ※ひとり親のお子さんは 6,500 円	・保護者名義の通帳写し ・特別児童扶養手当通知書 又は証書の写し
	２級	4,000 円 ※ひとり親のお子さんは 5,500 円	

＊その他の手当についても該当する場合がありますので役場健康福祉課で確認ください。